

特集



11月は児童虐待防止推進月間

～重大な児童虐待ゼロに向けて～

1 虐待をなくそう

3 すべての人に健康と福祉を

17 パートナシップで目標を達成しよう

近くに気になる子どもや保護者を見つけたら

- * 子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声がよく聞こえる
- * 不自然な傷やアザがある
- * 衣服やからだがいっぱい汚れている
- * 夜遅くまで遊んでいる

虐待をしてしまうかもしれないと不安を感じたら

- * イライラして怒鳴りつけてしまう
- * 子どものマイナス面ばかり気になる
- * 夜泣きで眠れなくてクタクタ…
- * 子育てがうまくいかない、イメージしていた子育てと違う
- * 子どもの発達が気になって不安
- * 収入が安定しなくて生活が苦しい



そんな時はためらわずに相談を。24時間対応。

児童虐待ホットライン
こども相談センター
☎ 0120-01-7285

児童相談所
全国共通ダイヤル
☎ 189

チャイルド・レスキュー
110番
大阪府警察本部
☎ 0120-00-7524

地域みんなで子どもたちを見守ろう!

子どもへの関わり方を相談してみませんか?



Q 近所に気になる子どもがいるんだけど…?

A 「あれって虐待かも」と感じたり、友人から打ち明けられたりした時は一人で抱え込まず、相談機関に相談してください。一緒に考えてくれる人を持つことが虐待と向き合うためのスタートラインです。相談することが虐待をなくし虐待の被害から子どもを守ります。



Q 「しつけ」の為に叩くのは虐待じゃないよね?

A どんな理由があっても叩いたり怒鳴ったりすることは暴力です。体だけでなく心も傷つけます。「身体的虐待」です。体罰はエスカレートしやすく悪循環におちいりやすいのです。(児童福祉法第33条、児童虐待の防止等に関する法律第14条)

Q 相談・連絡は匿名でもできますか?

A はい。相談者のプライバシーは守られます。(児童虐待の防止等に関する法律第7条)

Q ヤングケアラーって?

A 「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたちのことです。子どもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかったり、学校に行けなかったり、遅刻するなど、子どもらしく過ごせていない可能性があります。『自分はヤングケアラーかもしれない』、『ヤングケアラーではないかと気になる子どもがいる』そんな時は区役所のヤングケアラー相談窓口で相談・連絡してください。



子育て支援室 HP

【相談・問合せ】子育て支援室 ☎ 6977-9157



子どもからの SOS
見ざる 聞かざる 言わざるは、
絶対にあかん!



大阪市重点施策等PR動画



「オレンジリボン運動」は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

■広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。